

# 令和3年度砂利採取業務主任者試験

## 受験案内書

### 1 試験日時及び場所

令和3年11月12日（金） 午前10時から正午まで  
青森市安方一丁目1番40号 青森県観光物産館アスパム 4階 会議室「十和田」  
※ 試験開始の15分前（9時45分）までに受付を終了してください。

### 2 試験科目等

試験は、選択式筆記試験により行い、その科目は次に掲げる事項です。

（1）砂利の採取に関する法令

（2）砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

出題数は、法令問題10問（全問必須問題）及び技術問題15問（7問の必須問題と、8問から3問を選択して回答する選択問題）です。

受験者は、法令問題10問及び技術問題10問の合計20問を回答することになります。

### 3 受験願書の受付期間及び提出先

#### （1）受付期間

令和3年9月27日（月）から同年10月8日（金）まで。

郵送の場合は、令和3年10月8日付けの消印のあるものまでを有効とします。必ず書留または簡易書留を利用し、封筒の表面に「砂利採取業務主任者試験願書 在中」と朱書きしてください。

#### （2）提出先

〒030-8570 青森市長島一丁目1番1号 （県庁北棟3階）  
青森県県土整備部河川砂防課水政グループ

### 4 提出書類等

（1）受験願書 1通

（2）写真 1枚（写真の大きさは、タテ4.5センチメートル×ヨコ3.5センチメートルの手札形とし、受験願書提出前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載し、写真票に貼り付けてください。）

### 5 受験手数料

7,600円（この金額分の青森県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼り付けて納付してください。消印はしないでください。（消印をした青森県収入証紙は無効となります。））

なお、受験願書受理後は、提出書類等及び受験手数料の返還はできません。ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大状況等により県が試験を中止することとした場合は、返還します。

### 6 合格発表

令和3年11月下旬を目途に、合格者宛てに合格通知を発送します。併せて、合格者の受験番号を青森県庁の掲示板及び青森県ホームページにも掲載します。

なお、不合格者への通知は行いません。

## 7 新型コロナウイルス感染症に関する対応方針

- (1) 試験を実施する際には、試験会場は三密を回避できる配置とし、適宜室内の換気を行います。
- (2) 試験実施前に本県で緊急事態宣言が発動され外出自粛が要請された場合等、試験を実施することが困難な場合は、試験を中止します。また、試験実施前に緊急事態宣言が発動されていなくても、感染拡大等の状況によっては、県の判断において試験を中止することがあります。
- (3) 試験を中止する際は、既に申し込みを行った方々に対しては通知文書を発出するとともに、県のホームページで情報を公開します。

## 8 その他

- (1) 受験願書用紙及び写真票は、青森県県土整備部河川砂防課及び各地域県民局地域整備部で配布します。
- (2) 受験願書用紙等は、青森県ホームページからダウンロードすることができます。
- (3) 受験願書用紙等の郵送を希望する場合は、封筒の表面に「砂利採取業務主任者試験 受験願書希望」と朱書きした返信用封筒（郵便番号、住所及び氏名を記載し、84 円分の切手を貼り付けたもの）を同封して、青森県県土整備部河川砂防課へ送付してください。
- (4) 出願者には、令和3年10月下旬までに、青森県県土整備部河川砂防課から受験票を郵送します。受験票は再発行しませんので注意してください。

### ※ 試験についての問い合わせ先

〒030-8570 青森市長島一丁目1番1号

青森県県土整備部 河川砂防課 水政グループ

電話 017-734-9661(直通)